

様

田舎館村長

印

田舎館村空き家・空き地利活用事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、田舎館村補助金交付規則第4条の規定に基づき交付することに決定したので、同規則第5条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 交付決定額	円	
2 補助事業の区分	<input type="checkbox"/> 空き地の購入 <input type="checkbox"/> 空き家の購入 <input type="checkbox"/> 空き家の解体 <input type="checkbox"/> 動産の処分	
3 補助対象者の区分	<input type="checkbox"/> 一般枠 <input type="checkbox"/> 子育て枠	<input type="checkbox"/> 村内在住者 <input type="checkbox"/> 移住者
4 交付の条件	(1) 補助対象経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更である場合を除く。）は、あらかじめ田舎館村空き家・空き地利活用事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を村長に提出して、その承認を受けること。ただし、補助金交付申請額を増額することはできない。 (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ田舎館村空き家・空き地利活用事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を村長に提出して、その承認を受けること。 (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに村長に報告してその指示を受けること。 (4) 補助事業により購入した補助対象物件（空き地を購入した場合にあっては、その土地に新築する住宅）に3年以上居住することを誓約し、その誓約を遵守すること。ただし、第4条第1項第5号又は第6号に該当する場合を除く。 (5) 補助事業に伴う売買契約、賃貸借契約及び工事請負契約は、第11条第4項の報告書の提出期限までに成立していること。 (6) 補助事業により空き地を購入し、及びその土地に住宅を新築する場合は、補助事業が完了した日より1年以内に住宅を新築し、及び居住すること。 (7) 補助事業により空き家を購入した場合は、補助事業が完了した日より6ヶ月以内に居住すること。	
5 その他	(1) 補助対象者は、田舎館村空き家・空き地利活用事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第8号）に必要書類を添付して、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の3月15日のいずれか早い日までに村長に提出してください。 (2) 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、実績報告書を提出した日の翌日から起算して5年を経過するまで保管してください。	

担当：企画観光課企画係    電話：58-2111